

概要版

第2期
青梅市
子ども・子育て支援事業計画

～次代を担う子どもをみんなで育むまち～

令和2年3月
青 梅 市

第1部 総論

1 青梅市子ども・子育て支援事業計画とは

計画策定の趣旨

「青梅市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

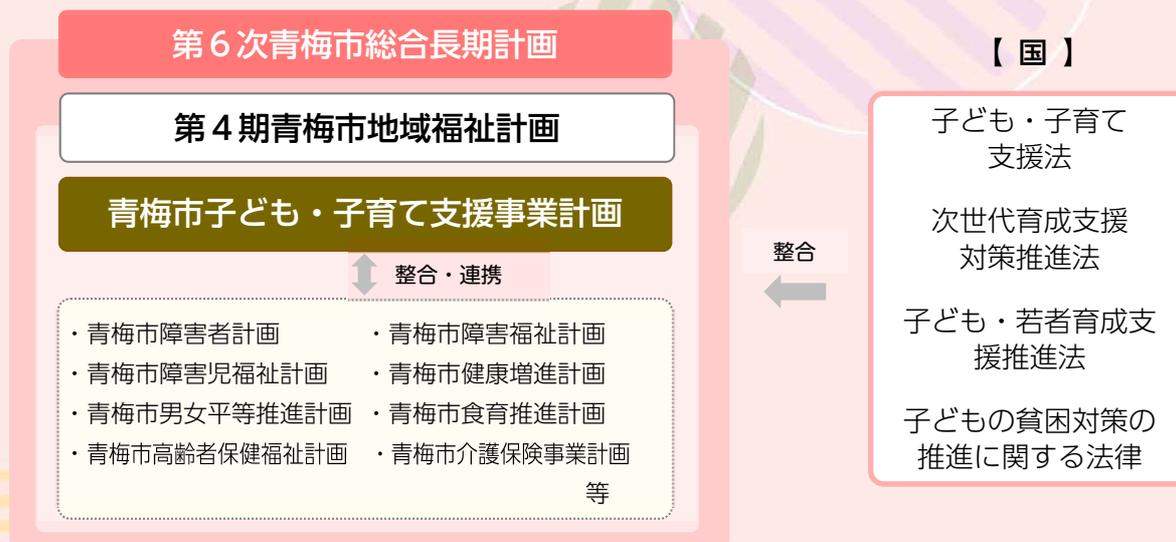
「子ども・子育て支援法」の基本理念

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

計画期間と位置づけ

本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期	第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画				

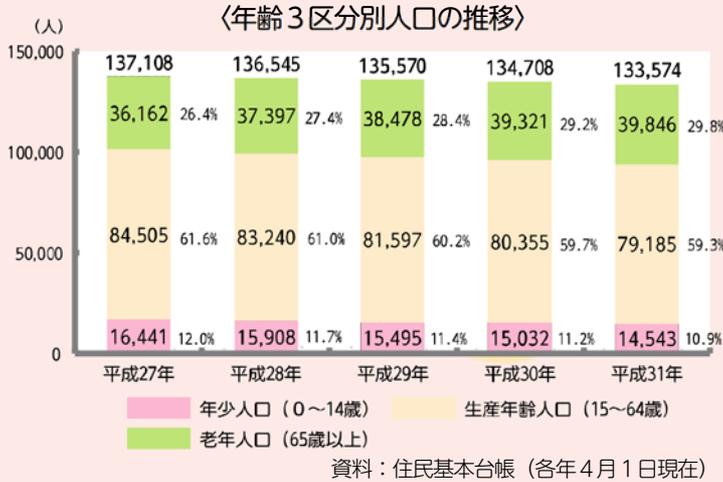


計画の策定に当たっては、「子ども・若者育成支援推進法」にもとづく市町村子ども・若者計画、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」にもとづく、子どもの貧困対策に関する施策を包含し、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進します。

2 子ども・子育てを取り巻く状況

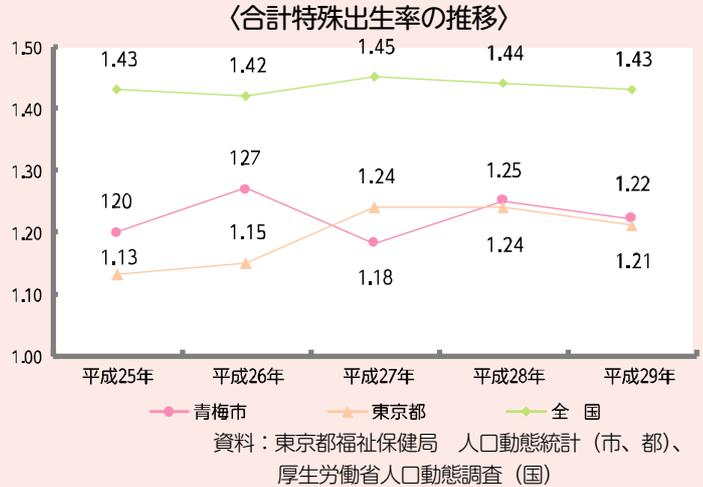
人口の状況

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で133,574人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

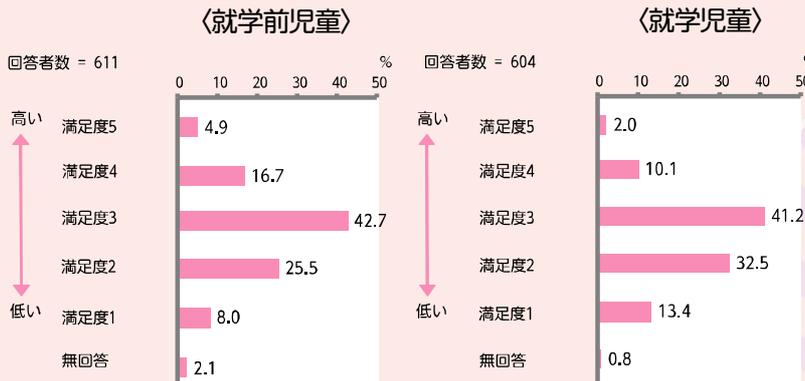


少子化の動向

本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年で1.22となっています。また、全国と比較すると低い値で推移していますが、都の平均と比較すると若干高い値となっています。



青梅市の子育ての環境や支援に対する満足度



〈就学前児童〉

満足度が低い「1」から満足度の高い「5」の5段階に分けたとき、「3」の割合が42.7%と最も高く、次いで「2」の割合が25.5%、「4」の割合が16.7%となっています。

〈就学児童〉

満足度が低い「1」から満足度の高い「5」の5段階に分けたとき、「3」の割合が41.2%と最も高く、次いで「2」の割合が32.5%、「1」の割合が13.4%となっています。

第2部 子ども・子育て支援のための事業

1 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 子どものための教育・保育給付

- ① 施設型給付 施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。
- ② 地域型保育給付 制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

(2) 子育てのための施設等利用給付

子育てのための施設等利用給付の対象事業は、「幼稚園（未移行）」、「特別支援学校」、「認可外保育施設」、「預かり保育事業」、「一時預かり事業」、「病児保育事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」となります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

(4) 保育の必要性の認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。

➤ 幼稚園・幼児園

令和元年度の現状

- 幼稚園：6園
- 幼児園：1園

「学校教育法」にもとづく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

単位：人

広範囲に園バスを運行させ、園児の利用促進を図ります。

幼稚園在園児の約4割が市外の幼稚園に通園しているため、実態の把握に努め対応を講じていきます。

	現状	推計	
	R元年度	R2年度	R6年度
①利用者推計総数	807	621	510
②確保提供総数	1,471	1,276	1,276
差異(②-①)	664	655	766

➤ 認可保育所等

令和元年度の現状

- 東部地区：24園
- 西部地区：4園
- 北部地区：2園

保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

単位：人

アレルギー児、障害児を多く受け入れできるように、環境の整備や施設に対する助成を行います。

弾力的に対応できるように、園へ協力を依頼します。

入所児が定員に満たない保育園に対する対策を検討してまいります。

	現状	推計	
	R元年度	R2年度	R6年度
①利用者推計総数	2,929	2,800	2,424
2号認定	1,764	1,686	1,386
3号認定(0歳)	174	273	242
3号認定(1・2歳)	991	841	796
②確保提供総数	3,160	3,264	3,264
2号認定	1,898	1,957	1,957
3号認定(0歳)	255	261	261
3号認定(1・2歳)	1,007	1,046	1,046
差異(②-①)	231	464	840

➤ 認定こども園

令和元年度の現状

- 東部地区：1園

保護者の労働の有無にかかわらず入園でき、幼児教育と保育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えた施設です。

単位：人

需要の状況に応じ事業者からの申請にもとづき設置します。

既存の幼稚園等に、認定こども園への移行の意思があれば、移行を推進します。

	現状	推計	
	R元年度	R2年度	R6年度
確保提供総数	38	76	76
1号認定	教育部分1号認定は、幼稚園へ計上		
2号認定	20	38	38
3号認定(0歳)	6	6	6
3号認定(1・2歳)	12	32	32

➤ 地域型保育給付

小規模保育事業・・・国が定める基準に適合し、市町村の認可を受けた施設において、満3歳未満の子どもを、少人数(6~19名以下)単位で預かる事業です。

家庭的保育事業・・・保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

事業所内保育事業・・・企業などが、主に従業員用に運営し、周辺に在住している子どもの受け入れも行う保育施設です。

令和元年度の現状

- 東部地域：
小規模保育事業3施設
定員43名

保育の質の向上に努めます。各種団体が実施する研修への積極的な参加を促します。

利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

引き続き、子育て支援センターにおいて利用者支援事業（基本型）を、子育て世代包括支援センターにおいて利用者支援事業（母子保健型）を実施します。必要な研修を修了した相談員を配置していきます。

地域子育て支援拠点事業

令和元年度の現状

- 東部地域：
子育てひろば 14 か所
支援事業 7 か所
- 西部地域：
子育てひろば 2 か所
支援事業 2 か所
- 北部地域
子育てひろば 1 か所

主に乳幼児とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。保育士や保健師による子育て相談、親子遊びなどの催し、フリースペースの開放などを行っています。子どもと一緒に遊ぶ中で、親同士も情報交換や友達づくりができ、親子で楽しく過ごせる事業です。

単位：人回/月

	現状	推計	
	R 元年度	R 2 年度	R 6 年度
①利用者推計総数	6,084	5,965	5,507
②確保提供総数	26,550	25,875	25,875
差異 (②-①)	20,466	19,910	20,368

各施設において、継続して事業を実施していきます。

良質な環境の提供と、人材の確保を行い、事業の質の向上に努めます。

乳児家庭全戸訪問事業

令和元年度の現状

- 民生・児童委員 133 人
および市担当職員で対応しています

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

養育支援訪問事業

令和元年度の現状

- 1 事業者に委託

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

新生児訪問事業

令和元年度の現状

- 保健師 4 人および
訪問指導員 8 人

新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上重要な事項の指導を目的として、生後 28 日未満の新生児を対象に保健師等が訪問する事業です。

未熟児訪問事業

令和元年度の現状

- 保健師 4 人および
訪問指導員 8 人

早期産や低出生体重で生まれた赤ちゃんは、生理的に未熟で、また、心や体の発達も正期産児に比べ遅れることも少なくないため、保健師等が家庭を訪問し、育児支援を行います。

子育て短期支援事業

令和元年度の現状

- 市内乳児院・児童養護施設に委託し、年末年始を含め毎日実施

保護者が生後 57 日目から小学校就学前の子どもを一時的に家庭で養育できない場合、宿泊を伴い原則 7 日間を限度に利用できる事業です。

単位：人日/年

	現状	推計	
	R 元年度	R 2 年度	R 6 年度
①利用者推計総数	255	246	212
②確保提供総数	1,095	1,095	1,095
差異 (②-①)	840	849	883



▶ 一時預かり事業（保育所等）

令和元年度の現状

- 東部地域：認可保育所 7 園
認定こども園 1 園
家庭的保育者 1 名
- 西部地域：認可保育所 2 園
うち 1 園で定期利用保育を実施

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、保育所等で未就学児を一時的に預かる事業です。育児による疲労・ストレスなどを感じた場合も利用できます。



▶ 一時預かり事業（幼稚園）

令和元年度の現状

- 確保については充足しています。

幼稚園の預かり保育を充実させ、夏休みなどの長期休暇の預かり保育を実施するよう協議していきます。

▶ 一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター等）

令和元年度の現状

- ファミリー・サポート・センター事業
利用会員 619人
提供会員 232人
両方会員 6人

ファミリー・サポート・センター事業と子育て短期支援事業により、実施しています。

▶ 延長保育事業

通常の保育時間の前後に、保育所が在所児を預かる事業です。本市では、仕事や一時的な用事などに応じて、延長保育を実施しています。

令和元年度の現状

- 東部地域：全園 30分延長…3施設、1時間延長…10施設、1時間半延長…1施設、2時間延長…14施設
- 西部地域：全園 30分延長…3施設、1時間延長…2施設
- 北部地域：全園 30分延長…1施設、1時間延長…1施設

▶ 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育所での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育する施設です。

令和元年度の現状

- 東部地域：病後児保育室
1施設

保育園および関係機関と調整し、令和2年度から病児保育を実施します。



▶ 学童保育事業（放課後児童クラブ）

令和元年度の現状

- 東部地域：29 クラブ
- 西部地域：6 クラブ
- 北部地域
- 小曾木地区：1 クラブ
- 成木地区：1 クラブ

仕事などにより、昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。

東部地域の放課後児童クラブ利用希望者が多いため、一部の放課後児童クラブにおいては待機児童が発生していますが、大多数のクラブにおいては定数に達していないため、要件に該当する児童が希望すれば入所できる状況です。

単位：人

老朽化した施設については、施設整備または大規模改修などの環境整備を検討します。

地域の実情に応じて、民間の学童保育所の参入および整備を推進します。

	現状	推計	
	R 元年度	R 2 年度	R 6 年度
①利用者推計総数	1,492	1,501	1,381
低学年（1～3年生）	1,280	1,300	1,173
高学年（4～6年生）	212	201	208
②確保提供総数	1,558	1,558	1,558
低学年（1～3年生）	1,361	1,361	1,361
高学年（4～6年生）	197	197	197
差異（②－①）	66	57	177

▶ 放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）および地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備等を進めます。

放課後児童クラブは、令和元年度現在、東小学校（児童自立支援施設）を除く市内16小学校全てにおいて実施しています。また、放課後子ども教室は、令和元年度現在、東小学校を除く市内16小学校全てにおいて実施しています。

▶ ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）が、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティアの会員組織です。

▶ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。



▶ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費を助成する事業です。

▶ 多様な主体が参画することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

▶ 児童虐待防止ネットワーク事業（独自事業）

青梅市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るとともに、児童福祉専門員等による研修会を開催する事業です。

2 子ども・子育て支援施策の展開



- 1 子どもが伸びやかに育つまちづくり
 - (1) 子どもが安心して楽しく過ごせるまちづくり
 - (2) 「生きる力」を育む教育の推進
 - (3) 子どもの人権の尊重
 - (4) 子どもの地域での活動を応援するまちづくり
 - (5) 子どもの健全な成長への支援
- 2 子育ての喜びを感じられるまちづくり
 - (1) 男女がともに子育ての喜びを感じられるまちづくり
 - (2) 地域・世代間交流を進めるまちづくり
 - (3) 地域の子育ての場とネットワークづくり
- 3 全ての子育て家庭を支援する地域づくり
 - (1) 子育て相談・情報提供体制の充実
 - (2) 子育て支援サービスの充実
 - (3) 地域における切れ目のない妊娠・出産体制の強化
 - (4) 施設職員に対する支援
 - (5) 放課後等の居場所づくりへの支援
- 4 働きながら子どもを育てる家庭への支援の充実
 - (1) 教育・保育サービスの充実
 - (2) 産後の休業および育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
 - (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立
 - (4) 子育て世代の保護者負担の軽減
- 5 保護者と子の健康づくり
 - (1) 保健・医療体制の充実
 - (2) 保護者と子の健康づくり支援の充実
 - (3) 思春期保健対策の推進
- 6 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実
 - (1) 子どもの虐待防止の取組の充実
 - (2) ひとり親家庭等の自立支援
 - (3) 障害のある子どもがいる家庭への支援の充実
 - (4) 貧困による困難を抱える子どもたちへの支援

第3部 計画の推進体制

1 計画の推進

市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

2 それぞれの分野での役割

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| (1) 市民の役割 | (2) 家庭の役割 | (3) 教育の役割 |
| (4) 地域の役割 | (5) 企業の役割 | (6) 行政の役割 |

3 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。また、施策の実施に当たっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果にもとづき、必要に応じ改善を図るため、第3部も含め、計画期間中であっても、各年度施策の検証を行い、必要な見直しを行うこととします。

この計画は、本市の附属機関である「青梅市子ども・子育て会議」において、平成30年8月に実施した第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査の結果や、青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会での意見、パブリックコメントなど、広く市民の方の意見をお聴きし、策定したものです。

第2期 青梅市子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行日 令和2年3月
発行者 青梅市 編集 青梅市子ども家庭部
住所 〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
TEL 0428-22-1111 FAX 0428-22-3508